

令和 7 年 8 月 2 2 日開会

総 務 消 防
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日 程

日 時 令和 7 年 8 月 22 日（金）
組合議会臨時会休憩中
場 所 米子市淀江支所 議場

1 開 会

2 審査事項

議案第 13 号 鳥取県西部広域行政管理組合職員等の旅費に関する条例の制定について

議案第 14 号 鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号 工事請負契約の締結について

議案第 16 号 財産の取得について

議案第 17 号 財産の取得について

3 所管事務調査

(1) 旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去事業に係る財源（起債）の検討状況について

(2) 第 4 次行財政改革大綱実施計画に係る進捗状況について 令和 6 年度（第 4 年次）

(3) 第 5 次行財政改革大綱・同実施計画の策定について

4 閉 会

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席者（8 名）

委員長	山路 有	副委員長	中 田 利 幸
委員	戸 田 隆 次	委員	岡 田 啓 介
委員	永 井 章	委員	吉 原 美智恵
委員	中 原 信 男	委員	阿 部 朝 親

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席者（0 名）

～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

事務局長	深田 龍	消防局長	安達 憲吾
消防局次長兼指令課長	生田圭一郎	事務局総務課長	米田 克宏
消防局総務課長	吉木 和宏	消防局予防課長	田代 裕一
消防局警防課長	藤友 真人	消防局主査兼警防課消防第二担当課長補佐	小椋 博文
消防局主査兼総務課庶務担当課長補佐	鹿島 俊史	事務局総務課長補佐兼人事給与担当課長補佐	橋本 雅美
事務局総務課長補佐兼入札財政担当課長補佐	近藤 隆	事務局総務課企画情報担当課長補佐	安田 香織
事務局総務課認定審査担当課長補佐	三原 剛		

～～～～～～～～～～

議 会 担 当 職 員

書記長	瀬尻 かおり	書記	伏野 哲彦
-----	--------	----	-------

～～～～～～～～～～

1 開 会

(午後 1 時 1 2 分)

○山路委員長 ただいまより、総務消防常任委員会を開催いたします。

～～～～～～～～～～

2 審査事項

○山路委員長 それでは、日程 2、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託された議案 5 件について、審査を行います。なお、審査事項は、お手元に配付しております日程書のとおりでございます。

初めに、議案第 1 3 号、鳥取県西部広域行政管理組合職員等の旅費に関する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

米田事務局総務課長、提案理由の説明をお願いします。

○米田事務局総務課長 議案第 1 3 号、鳥取県西部広域行政管理組合職員等の旅費に関する条例の制定についてでございます。説明につきましては、令和 7 年 8 月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会議案概要を基に行わせていただきます。お手元に御用意ください。1 ページ目を御覧ください。

これは本組合の職員について準用している米子市職員等の旅費に関する条例が、国家公務員等の旅費制度の改定に準じて令和7年4月1日に一部改正されたことを踏まえ、本組合の職員等の旅費に関する条例の整備を行い、新たな条例を制定するものでございます。準用している米子市の旅費条例の主な改定内容は、国家公務員等の旅費制度の改定に準じて、国内外の社会情勢の変化及び事務負担の軽減などを図るため、旅費計算の簡素化、支給方法並びに支給対象や宿泊費の見直しなどがございます。これらが本組合の特別職及び一般職の職員にも適用されることとなります。なお、資料をはぐっていただきまして、2ページの4に記載しておりますが、今回の見直しでは、従来、本組合の条例が特別職と一般職のそれぞれの条例であったものを整理し、新たな条例として制定することといたしましたので、現在の本組合特別職の職員の旅費に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例は廃止をいたします。施行期日につきましては公布の日としておりますが、実務におきましては、現在の条例においても米子市の旅費条例を準用しておりますので、影響はございません。説明は以上でございます。

○山路委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんからの質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長 別がないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長 別がないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。議案第13号、鳥取県西部広域行政管理組合職員等の旅費に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

米田事務局総務課長、提案理由の説明をお願いします。

○米田事務局総務課長 引き続き、議案概要2ページを御覧ください。議案第14号、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。これは国家公務員等に準じ、本組合職員が防疫等の作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当の整理を行うとともに、緊急消防援助隊として出動した職員に対する特殊勤務手当を新

設するほか、所要の整備を行うものでございます。主な見直し内容としましては、国家公務員等に準じ、新型コロナウイルス感染症に対応した場合の特殊勤務手当については、特定新型インフルエンザ等への対応をした場合と同様な扱いとし、防疫等作業手当の特例として支給することに整理したほか、災害応急作業等手当を新設し、緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し消防の応援等に従事した職員に対し、1日につき1,080円を支給することとしたものでございます。施行期日につきましては、公布の日としております。

説明は以上でございます。

○山路委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長 別がないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長 別がないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。議案第14号、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

米田事務局総務課長、提案理由の説明をお願いします。

○米田事務局総務課長 引き続き、議案概要4ページを御覧ください。議案第15号、工事請負契約の締結についてですが、これは予定価格が1億5,000万円を超える請負工事となることから、契約の締結について議会の承認を求めるものでございます。工事の名称は、旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事。成約の相手方は、東亜建設工業・金田工務店・津田建築の三者で構成されます特定建設工事共同企業体で、代表者は広島市の東亜建設工業株式会社中国支店でございますが、構成員の2者は地元業者となっております。契約金額は、公募型指名競争入札の結果、9億1,300万円でございます。

資料替わりまして、議案第15号参考資料1を御覧ください。工事入札執行表でございます。こちらのほうには今回の入札執行内容を記載しております。今回の入札は公募型指名競争入札で実施し、応募は、東亜建設工業、金田工務店、津田建築の特定建設工事共同企業体の1者のみでしたが、有効な入札をして実施し、同共同企業体が落札したものでございます。契約金額につきましては、予定価格

9億2,312万円に対し、落札額が9億1,300万円でした。

続きまして、次、参考資料2のほう御覧ください。今回のエコスラグセンター解体撤去工事の内容について御説明をいたします。1、工事に至る経緯等は記載のとおりでございまして、解体撤去する建物等は記載の7棟でございます。次に、2、今回の工事における主な周辺環境対策について御説明をいたします。伯耆町と締結しております公害防止協定並びに関係法令に基づき、振動・騒音対策、粉じん対策はもちろんのこと、エコスラグセンターがその処理内容物、稼働実績などにより、事前の調査で設備等にダイオキシン等の有害物質が確認されておりますので、ダイオキシン類・石綿の飛散防止措置、排水処理対策を行うとともに、交通への安全に配慮するなど、周辺地域に影響が出ないよう対策を講じることとしております。3、工事の概略スケジュールですけれども、工期は令和9年2月までの18か月間を予定しております。

本日の議会で議決をいただきましたら、落札業者との本契約を交わした後、伯耆町の地元住民の皆様には工事内容等を説明し、御理解をいただいた上で工事に入ることとしております。なお、工事開始時期につきましては、落札業者との事前協議の中で、受注者による事前調査、関係機関への届出等があるため11月頃になる見込みとのごことでございまして、地元住民の皆様への説明も資料のスケジュールから若干後ろにずれまして、11月頃になるものと考えております。

説明は以上でございます。

○山路委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長 別がないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長 別がないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。議案第15号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、財産の取得についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

藤友消防局警防課長、提案理由の説明をお願いします。

○藤友消防局警防課長 警防課の藤友でございます。議案第16号、財産の取得について御説明いたします。資料は議案17ページ、議案概要4ページ、議案第

16号参考資料、入札執行表を御確認ください。

本件は、第8次消防力等整備5ヶ年計画に基づき、配備から24年経過した境港消防署の化学消防ポンプ自動車1台を美保飛行場周辺消防施設整備助成事業を活用し更新整備することについてお願いするものでございます。本年5月27日に参加希望型指名競争入札を行い、有限会社岩谷ポンプが8,646万円で落札し、仮契約を締結しております。

説明は以上でございます。

○山路委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。別のないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長 別のないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。議案第16号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○山路委員長 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、財産の取得についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

藤友消防局警防課長、提案理由の説明をお願いします。

○藤友消防局警防課長 引き続き、議案第17号、財産の取得について御説明いたします。資料は、議案19ページ、議案概要4ページ、5ページ、議案第17号参考資料、入札執行表を御確認ください。

本件は、第8次消防力等整備5ヶ年計画に基づき、配備から25年経過した境港消防署の救助工作車1台を緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し更新整備することについてお願いするものでございます。本年6月24日に参加希望型指名競争入札を行い、株式会社吉谷機械製作所が1億8,040万円で落札し、仮契約を締結しております。

説明は以上でございます。

○山路委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長 別のないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**山路委員長** 別がないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。議案第17号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**山路委員長** 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は議了いたしました。

~~~~~

### 3 所管事務調査

○**山路委員長** 続きまして、所管事務調査に入ります。日程3、所管事務調査3件、これについて、当局より順次報告を受けたいと思います。

初めに、1番目として、旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去事業に係る財源（起債）の検討状況についてを調査事項といたします。当局より調査事項の説明を求めます。

米田事務局総務課長、調査事項の説明をお願いします。

○**米田事務局総務課長** それでは、委員会資料の資料1を御覧ください。旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去事業に係る財源（起債）の検討状況について御説明をいたします。

エコスラグセンターの解体撤去工事については、先ほど、契約締結の議案及びその内容等について御説明をさせていただいたところですが、その事業費の財源となる起債について御報告をするものでございます。

2、財源（起債）の検討状況を御覧ください。その中で、枠囲いになっておりますが、本事業の実施に係る財源（起債）については、当初、公共施設等適正管理推進事業債の力、除却事業の適用を想定しておりましたが、この場合、その下（2）の表のとおり交付税措置がございませんでした。しかし、令和7年度に制度改定がございまして、本事業債のア、集約化・複合化事業が拡充され、（イ）集約化・複合化等に伴う除却事業が追加されました。この集約化・複合化等に伴う除却事業は、機能廃止、これは建替えを行わずに施設の機能を廃止するものでございますが、この施設の除却にも適用でき、（2）の表のとおり50%の交付税措置を受けることができます。（3）で適用を受けるための要件等について県に確認を行っている」と記載をしておりますが、その後、県から本エコスラグセンター解体撤去工事に適用できる旨の回答をいただいておりますので、今回の契約金額が約9億円でございますから、大体3億円から4億円の交付税措置を受けることが認められるということになりました。ついては、（4）のとおり、本事業に係る構成市町村の負担方法について、起債をされない予定でありました境港市さん、南

部町さん、伯耆町さんを含め、改めて本事業の負担方法について9月頃に照会を行わせていただく予定としております。なお、3市町さんからは、口頭ではございますけれども、起債を利用する御意向はお聞きしているところでございます。

説明は以上でございます。

**○山路委員長** 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願いたいいたします。

別にないようですので、質疑を終わります。

次に2番目が、第4次行財政改革大綱実施計画に係る進捗状況について、令和6年度（第四年次）を調査事項といたします。当局より説明を求めます。

米田事務局総務課長、調査事項の説明をお願いいたします。

**○米田事務局総務課長** 続きまして、資料2を御覧ください。第4次行財政改革大綱実施計画に係る進捗状況についてでございますが、こちらは毎年度御報告をさせていただいておりますが、今回は令和6年度の取組状況をまとめましたので、御報告をさせていただきます。

ページをはぐっていただきまして、1ページ目に全体の概要を記載しておりますが、要点を絞って説明をさせていただきます。第4次行財政改革大綱は、(3)の計画期間にありますように、令和3年度から令和7年度までの計画でございます。令和6年度は計画期間を5年間のうちの4年目でございます。取組方針を「将来にわたって西部圏域を支えることができる広域行政組織への変革」といたしまして、(2)の取組の柱及び施策にございますように、財政・組織・人材の3つの柱とそれぞれの取組施策として全部で9つの施策を掲げております。実施計画において各施策を推進するための計21項目の取組項目を掲げておりまして、令和6年度の進捗状況については、大きな2の(1)で年度目標に対する担当課自己評価結果を記載しております。計画どおり進捗できたものが13項目、計画を下回って進捗だったものが6項目、未着手については0項目、完了については2項目となっております。前年度から計画どおり進捗が4項目増え、計画を下回って進捗のものが4項目減っております。

それぞれの取組の評価は、ページをはぐっていただきまして、2ページ目の(2)で取組項目別の担当課自己評価を記載しております。それぞれの取組の評価は2ページ目の表のとおりでございますが、その中で、評価が「△：計画を下回って進捗」のものにつきまして、3ページ目の(3)に今後の対応として記載させていただいておりますので、簡単に説明をさせていただきます。3ページ目でございますが、4番目の使用料・手数料の適正化についてでございますが、火葬場桜の苑の使用料及び不燃物処理施設リサイクルプラザの不燃物処理手数料の見直しのため、令和6年度に使用料等審議会条例を制定いたしましたけれども、具体的な取組の内容の検討まではできなかったものでございます。今年度に入りまして、この後の民生環境常任委員会で報告をさせていただきますが、使用料等は審議会

を設置し、現在、令和８年度からの使用料等の見直しに向け審議をいただいているところでございます。９月には答申をいただく予定としておりまして、答申内容を踏まえ関係市町村とも協議をさせていただいた上、１１月定例会で関係条例の改正を行いたいと考えております。その後、住民への周知等も行う予定としております。

８番目の効率的かつ持続可能な組織体制への見直しにつきましては、事務局及び消防局の定員適正化計画の策定に向け検討を進めましたけれども、計画予定期間となる令和７年度から令和１１年度に定員に大きな影響を与える事務事業の変動等がないことから、第４次行革での取組を見直し、令和８年度からの次期行革での取組内容を踏まえた上で、改めて定員適正化計画を策定することとしたものでございます。

次に、１０番の介護・障害認定審査事務の事務体系の検討についてでございます。こちらは令和６年度に組合と構成市町村との審査会資料等の受け渡しのための閉域情報ネットワークを構築し、電子データによる資料の受け渡しを開始することはできました。しかし、審査事務の効率化を目的としたシステム導入については、事業者が市町村の基幹業務システムの標準化対応やＳＥの不足によりシステム導入に係る経費や仕様などの検討、関係市町村との協議ができなかったものでございます。組合としましては、引き続き事業者から情報収集を行いながら、第４次行革での取組を見直し、令和８年度からの次期行革の取組の中で、改めて審査事務の効率化及びシステム導入などについて検討を行うことといたしました。

続きまして、１９番のワーク・ライフ・バランスの実現は、職員の年次有給休暇の取得率及び女性消防吏員の割合が目標に届かなかったものですが、女性消防吏員の割合については今年度達成見込みとなっております。

ページをはぐっていただきまして、２０番の住民から信頼される組織・職員づくりについては、業務改善数が目標値に達しなかったものでございます。

また２１番の職員一人ひとりの環境意識の向上については、職員の意識向上のための取組が十分にできなかったものでございます。引き続き目標達成に取り組んでまいりたいと存じます。

５ページ目の（４）取組項目の変更事項については、進捗状況に合わせましてスケジュールを見直したものの、また、指標をより適正なものとしたものを記載しております。

また８ページ以降につきましては、個々の取組項目の進捗状況となっております。ここでは一つ一つの説明については割愛をさせていただきます。

説明は以上でございます。

**○山路委員長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお伺いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**山路委員長** 別にないようですので、質疑を終わります。

次に3番目が、第5次行財政改革大綱・同実施計画の策定についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

米田事務局総務課長、調査事項の説明をお願いします。

○**米田事務局総務課長** 引き続き、お手元に配付しております資料3-1を御覧ください。第5次行財政改革大綱及び同実施計画の策定についてでございます。

本組合では、平成18年度から5年ごとに行財政改革大綱及び同実施計画を策定し取組を進めておりますが、先ほど御報告させていただいた第4次行革が今年度で終了することに伴い、令和8年度から12年度までの第5次行財政改革大綱及び同実施計画を今年度策定することとしておりますので、その検討状況について御報告をいたします。

1、これまでの行革における取組について記載をしておりますが、これまでの中では職員体制や組織のスリム化、経費削減などの取組を行っております。また第4次行革では、将来を見据えた効率的かつ柔軟な組織を目指すとともに、うなばら荘などの遊休財産の売却などに取り組んでまいりました。

続いて2では、第5次行革を策定するに当たり、本組合を取り巻く環境として5点を挙げております。1つ目は、社会的な課題としては、多くの市町村に共通する自然災害多発や激甚化、2040年問題、物価高騰など、こちらについては本組合にとっても大きな課題だと認識をしております。2つ目は、西部圏域における将来人口の減少ですが、急激な人口減少社会にあって特に生産年齢人口の減少による税収の減少、労働力不足の深刻化の影響は、こちらも本組合にとっても大きな課題だと考えております。3つ目と4つ目は、本組合の今後の事務事業や財政見通しについてでございますが、第5次行革期間だけでなく、それ以降においても、本組合では大きな事業となります新しい一般廃棄物処理施設の整備、供用開始が予定されておりますので、それに伴い、財政負担も大きくなると見込んでおります。5つ目は、今回の策定の検討をいただきまして、新たに広域行政をめぐる諸状況というものを取り上げさせていただいております。全国的に、複数市町村での事務の共同処理の方法として本組合のような一部事務組合は減少をしております、代わりに連携協約や事務委託等、様々な手法により事務の共同処理を行う事例が増加している状況がございます。こちらについては、改めて後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

これらを踏まえまして、裏面をはぐっていただきまして2ページ目ですが、3、第5次行革の方向性として、4次行革での未達成となっている取組をさらに推進していくとともに、本組合を取り巻く社会的な課題、今後の事務事業の動向や広域行政をめぐる諸状況を踏まえ、将来的な組織体制を考慮した行政運営を行うことにより、限られた財源、人的資源の中で、効率的で質の高い行政サービスの提供ができるよう取組を推進することとしております。

4、策定スケジュールにつきましては、現在、施策に係る取組項目などについて組合内部で検討しているところでございます。素案ができましたら、10月から11月の副市町村長会議、正副管理者会議にお諮りした上で、11月組合議会定例会の委員会で御報告をさせていただき、12月頃に策定、公表する予定としております。

続きまして、資料3-2を御覧ください。先ほど御説明をした組合を取り巻く環境について、その状況等を詳しく説明したものでございます。その中で、裏面2ページ目を御覧いただきたいと思いますのですが、5、広域行政をめぐる諸状況について、若干説明をさせていただきます。先ほど御説明をしたとおり、全国的に複数の市町村による事務の共同処理の方法として一部事務組合は減少しておりまして、その代わりとして事務の委託や連携協約という形での共同委託が増加している状況になっています。こちらのほうは国が行った調査結果のほうを記載させていただいております。本組合においても、し尿処理の事業を令和14年度から米子市下水道に統合し、市町村間の事務委託により実施することとしているところでございますが、このような全国的な動向を踏まえ、第5次行革期間においても将来的な共同処理、事務の共同処理の在り方、また組織体制を考慮した行政運営を行っていく必要があると考えております。

続きまして、資料3-3でございますが、今回検討しております第5次行革のイメージをまとめておりますので御覧ください。第4次行革に引き続き3の柱として財政・組織・人材を掲げ、それぞれに主な施策を行うこととしておりまして、具体的な内容については、現在内部で検討しているところでございます。

説明は以上でございます。

**○山路委員長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

別にないようですので、以上で当局の報告を終わります。

~~~~~

3 閉 会

○山路委員長 これをもちまして、総務消防常任委員会を閉会いたします。

(午後1時47分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務消防常任委員長

山 路

有